

備考	大阪府大阪市淀川区 宮原5丁目7番24-140号	住所登録 令和4年5月13日 大阪府 建築振興課
注意事項		
1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。		
2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。		
3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。		
4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。		
5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。		